

□ 三次市立川地小学校校務運営規程

第1章 総 則

第1条 三次市立川地小学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、教育関係法令・法規および三次市立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（学校管理規則）第37条に従い、この規程を定める。

第2条 校長は、校務を統括し、所属職員の監督ならびに指導を行う。

第3条 教頭は、校長を補佐し、職員の指導および校務の整理を行い、必要に応じて児童の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故あるときその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第4条 教諭は、児童の教育をつかさどる。

第5条 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

第6条 栄養教諭は、児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる。

第7条 事務職員は、事務をつかさどる。

第2章 企画委員会

<目 的>

第7条 校長の補助機関として、円滑かつ効果的な学校運営を推進するため、次に掲げる事項のうち校長が必要と認めるものを取り扱う。

（1）校長の学校経営方針に基づく、学校全体の教育課程等に関する運営計画の立案及び連絡調整

（2）各分掌組織間の連絡調整及び議題の整理

（3）その他、校長が必要と認める事項（緊急時の対応を協議する等）

<構成員>

第8条 校長、教頭、教務主任、保健主事及び校長が必要と認める職員で構成する。

<招集及び開催>

第9条 企画委員会は必要に応じて校長が招集し、その運営を管理する。

<運 営>

第10条 取り上げる事項については、事前に校長あるいは教頭にその内容を報告したうえで校長が決める。

第11条 議案にかかわる資料は事前に教頭あるいは教務主任に提出する。

2 提案する資料は、保存用を含めて準備する。

<司会および記録者>

第12条 司会及び記録者を置く。

2 司会は教頭が行い、会議を円滑にするための議事進行を担当する。

3 記録は教務主任が行い、会議の必要事項を記録する。

<会議録>

第13条 会議録には次の事項を記録する。

1. 会議の実施年月日、時間
2. 議題およびその内容
3. 連絡及び協議事項の概要
4. その他必要とする事項
5. 記録者名
6. 会議録は校長が確認して、教頭が保管する。
7. 保管期間は3ヵ年とする。

8. 必要に応じその他の会議資料も保管するものとする。

第3章 職員会議

<目的>

第14条 校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が所属職員相互の連絡を図ること。
- (3) その他校長が必要と認めたこと。

<構成員>

第15条 職員会議は、常勤職員をもって構成する。ただし、校長が認めた場合には、その他の職員も参加できる。

<招集及び開催>

第16条 職員会議は、校長が必要と認めた場合に招集し、その運営を管理する。

<運営>

第17条 各分掌組織からの報告や連絡事項、意見聴取事項等は、校長決裁を経たものを職員会議に文書で提出する。

<司会および記録者>

第18条 職員会議に司会及び記録者を置く。

- 2 司会は、教頭が行う。
- 3 記録は、教務主任が行い、会議の必要事項を記録する。

<会議録>

第19条 会議録には次の事項を記録する。

- (1) 会議の実施年月日、時間
- (2) 会議の内容
- (3) 記録者名
- (4) その他必要とする事項

第20条 会議録は校長が確認して、教頭が保管する。

- 2 保管期間は3ヵ年とする。
- 3 職員会議録及び決定文書は公文書であり、開示請求には応えるものとする。

第4章 校務運営組織ならびに校務分掌

<組織・校務分掌の策定>

第21条 三次市学校管理規則31条に則り、校長は毎年度始めに、当該年度における職員の校務分掌を定める。

<組織>

第22条 校務及び教育活動全般を円滑に運営・実施するために次の部を置く。

- (1) 教務部
教務主任が統括し、教務・教育研究の推進を担当する。
- (2) 生活・保健部
保健主事が統括し、児童の保健・安全・給食指導及び生徒指導・特別活動を担当する。
- (3) 事務部
円滑な学校運営のための予算執行及び対外的な折衝等を担当する。

<主任・主事>

第23条 校長の校務運営及び各部の円滑な運営を図るために、三次市学校管理規則32

条に則り、教務主任・保健主事・学年主任・研究主任・生徒指導主事を置く。

2 校長は前項の主任等のほか、校務を分担する次の係りを置く。

- (1) 特別支援教育コーディネーター
- (2) 道徳教育推進教師
- (3) 外国語教育担当者
- (4) 食育推進リーダー
- (5) キャリア教育担当
- (6) 小中一貫教育担当者
- (7) 体力づくり推進リーダー
- (8) 幼保小連携担当教員
- (9) 「学びの変革」推進担当教員
- (10) 情報教育担当者

第24条 校長は毎年度始めに速やかに主任・主事の命課を行う。

第25条 主任・主事の役割と職務の内容については、三次市立川地小学校主任・主事職務細則による。

第5章 学校評価に関すること

＜学校評価委員会＞

第26条 学校評価を円滑かつ効果的に行うため、学校評価委員会を設置する。学校評価委員会は次にあげる事項のうち校長が必要と認めるものを扱う。

- (1) 学校評価の企画、調整
- (2) 学校評価の集計、分析および改善計画
- (3) その他、校長が必要と認める事項

＜構成員および開催＞

第27条 校長、教頭、教務主任、保健主事および校長が必要と認める職員で構成し、教頭が統括する。

2 学校評価委員会は、原則として、毎学期開催する。

＜学校関係者評価委員会＞

第28条 校長は、学校評価の客観性を図るため、校外の人材による学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は校長が推薦した3名以上の委員によって構成する。

第6章 不祥事防止委員会及び体罰、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害を理由とする差別、相談窓口

第29条 職員の不祥事を未然防止するとともに、速やかな対応をするため、不祥事防止委員会を設置する。委員会の詳細については別途校長が定める。

第30条 児童への体罰、セクシャル・ハラスメント被害、パワー・ハラスメント被害、障害を理由とする差別及び被害拡大の防止を目的とし、校内に相談窓口を設置する。委員の構成及び対応については別途校長が定める。

第7章 学校衛生委員会

第31条 職員の健康・安全の確保のため、校長は学校衛生委員会を設置する。

2 学校衛生委員会は、校長・衛生推進者・職場代表・学校医をもって構成する。

第8章 学校保健委員会

第32条 児童の心身の健康を守り、安全・安心を確保するため、学校保健委員会を設置

する。

- 2 学校保健委員会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

第9章 いじめ防止対策委員会

第33条 いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を、組織的・実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

- 2 いじめ防止対策委員会の構成及び運営について必要な事項及び「川地小学校いじめ防止基本方針」は、校長が別に定める。

第10章 職員の服務に関する事項

＜出勤＞

第34条 職員は、定められた時刻までに出勤し出勤簿に押印しなければならない。

- 2 勤務時間は次の通りとする。

始業時刻 8時15分 終業時刻 16時45分

＜休憩＞

第35条 職員の休憩時刻は次の通りとする。

(平日)

休憩時刻 12時50分～13時20分 16時10分～16時25分

※校内研修を実施する日等は、休憩時間を適宜変更する場合がある。

(長期休業中)

休憩時刻 12時15分～13時00分

＜早出遅出勤務＞

第36条 早出遅出勤務については次の方法の中から希望により勤務形態を選択することができる。ただし、長期休業中はいずれの勤務形態においても、休憩時刻を12時15分～13時00分とする。

- (1) 始業時刻 6時45分 終業時刻 15時15分
休憩時刻 10時25分～10時40分 13時00分～13時30分
- (2) 始業時刻 7時15分 終業時刻 15時45分
休憩時刻 10時25分～10時40分 13時00分～13時30分
- (3) 始業時刻 7時45分 終業時刻 16時15分
休憩時刻 10時25分～10時40分 13時00分～13時30分
- (4) 始業時刻 8時45分 終業時刻 17時15分
休憩時刻 13時00分～13時30分 16時10分～16時25分
- (5) 始業時刻 9時15分 終業時刻 17時45分
休憩時刻 13時00分～13時30分 16時10分～16時25分
- (6) 始業時刻 9時45分 終業時刻 18時15分
休憩時刻 13時00分～13時30分 16時10分～16時25分

第11章 規程の改廃

第37条 本規定の改廃は、学校長の必要と認めるところにより、学校長が行う。

附則

- 1 この規定は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 平成17年4月1日、一部改正する。
- 3 平成18年4月1日、一部改正する。
- 4 平成19年4月1日、一部改正する。
- 5 平成19年10月1日、一部改正する。
- 6 平成20年4月1日、一部改正する。
- 7 平成21年4月17日、一部改正する。
- 8 平成21年12月28日、一部改正する。
- 9 平成22年1月1日より施行する。
- 10 平成22年4月1日、一部改正する。

- 11 平成 24 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 12 平成 25 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 13 平成 26 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 14 平成 29 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 15 平成 30 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 16 平成 31 年 4 月 1 日，一部改正する。
- 17 令和 2 年 4 月 1 日，一部改正する。